

地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程

平成31年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 給与
 - 第1節 給料等（第6条－第15条）
 - 第2節 諸手当（第16条－第38条）
- 第3章 給与の特例等（第39条－第47条）
- 第4章 雑則（第48条）
 - 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

（適用範囲）

第3条 この規程は、職員就業規則第2条に規定する職員に適用する。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給与を支給する際、給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者に対する給与の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。

（給与の区分）

第5条 職員の給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

- 2 手当の種類は、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、医師等派遣手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当及び業績手当とする。

第2章 給与

第1節 給料等

(給料表及び職務の級)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医療職給料表（別表第1）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に掲げる級別標準職務表に定めるとおりとする。

3 職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表に定めるところにより、理事長が定める基準に従い決定する。

(号給の決定)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給の基準に従い決定する。ただし、これにより難しい場合は、理事長が別に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、第10条に規定する昇給の時期に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（医療職給料表（2）、医療職給料表（3）及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）の第3項の規定による昇給は、第3項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

6 医療職給料表（1）の適用を受ける職員で、57歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合その他の特別な事情がある場合においては、前4項の規定にかかわらず、理事長が定めるところにより、昇給させることができる。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員を第3項又は第7項の規定により昇給させようとする場合の勤務成績の判定は、理事長が定める基準により行わなければならない。

10 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至っ

た場合において、部内の他の職員との権衡上理事長が必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、理事長が定める基準により、その者の号給を調整することができる。

- 11 部内の他の職員との権衡上理事長が特に必要と認めるときは、第3項又は第7項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。
- 12 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 13 第4項から第9項まで及び前2項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 14 職員就業規則第21条第1項の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再雇用短時間勤務職員の給料月額）

- 第8条 再雇用職員のうち、職員就業規則第37条第4項の規定により再雇用短時間勤務をしている職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第14項の規定にかかわらず、同項の規定による号給に応じた額に、職員就業規則第37条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（育児短時間勤務職員の給料月額）

- 第9条 職員就業規則第52条第2項の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第7条第1項又は第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定による号給に応じた額に、職員就業規則第37条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- 2 育児短時間勤務職員が、第7条第3項から第7項まで、第10項、第11項又は第13項の規定の適用を受ける場合の給料月額は、同条第3項から第6項まで、第9項、第10項又は第12項の規定による号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
 - 3 再雇用職員のうち、育児短時間勤務職員となる者の給料月額は、第7条第14項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
 - 4 前3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（昇給の時期）

- 第10条 第7条第3項から第9項の規定による昇給の時期は、毎年4月1日とする。

（給料の計算期間）

- 第11条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

（給料の支給日）

- 第12条 給料の支給日は、その計算期間の20日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日のい

れでもない日を支給日とする。

- 2 理事長は、特別の事情により必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一計算期間の給料の全部又は一部を同項に規定する支給日と異なる日に支給することができる。

(非常時払い)

第13条 職員が、法第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第9条に規定する非常の場合の費用に充てるために給料及び諸手当を請求した場合には、計算期間中給料及び諸手当の支給日前であっても、請求の日までの給料及び諸手当を日割計算によりその際支給するものとする。

(給料の日割計算)

第14条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したとき又は解雇されたときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の暦日数から週休日（職員就業規則第38条第1項から第3項に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第15条 給料の調整額は、次の各号に該当する職員に支給する。

- (1) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員
 - (2) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員
- 2 給料の調整額の月額は、給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。
 - 3 第20条、第28条、第33条及び第36条において、給料にこれに対する給料の調整額を加えた額を「給料の月額」という。

第2節 諸手当

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、支給する。

- 2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額は、別表第5のとおりとする。
- 3 管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(師長等手当及び副師長等手当)

第17条 師長等手当は、次の各号に該当する職員に支給する。

- (1) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
 - (2) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 2 師長等手当の月額は、5,000円とする。

- 3 副師長等手当は、次の各号に該当する職員に支給する。
 - (1) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの
 - (2) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの
- 4 副師長等手当の月額は、3,000円とする。

（医師手当）

第18条 医師手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 医師手当は、基本額と診療業務加算との合計額とする。
- 3 医師手当の基本額の月額は、第1項に規定する職に採用された日（以下「採用の日」という。）以後の別表第6の左欄に掲げる期間の区分に対応した同表の右欄に掲げる額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した日から採用の日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間医師手当が支給されていたものとする。
- 4 前項に規定する職員のうち特別の事情があると理事長が認めるものに対する別表第6の適用については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 5 第1項に規定する職員となった者のうち、採用の前日に医師手当又は初任給調整手当（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第24号）第11条の2に規定する初任給調整手当をいう。以下この項において同じ。）を支給されていたことのある者に対する別表第6の適用については、当該医師手当又は当該初任給調整手当を支給されていた期間医師手当が支給されていたものとする。
- 6 医師手当の診療業務加算は、医師に対する社会的要請等を考慮して支給するものとし、支給基準その他必要な事項は、理事長が別に定める。

（医師等派遣手当）

第18条の2 医師等派遣手当は、医師又は歯科医師である職員が当該病院の医師等の確保又は診療機能の確保を図るため、在勤する病院から、法人内の他の病院に派遣され、診療等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の派遣は、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意がある場合に限るものとする。
- 3 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、20,000円とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、医師等派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係

- る扶養手当は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの（以下「医(1)４級職員」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
 - (3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
 - (4) 満６０歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
 - 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき７,５００円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの（以下「一般６級職員等」という。）にあつては、４,０００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０,０００円とする。
 - 4 扶養親族たる子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該扶養親族たる子１人につき３,０００円（満１５歳に達する日以後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある扶養親族たる子にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子１人につき８,０００円）を同項の規定による額に加算した額とする。
 - 5 新たに職員となった者に扶養親族（医(1)４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)４級職員から医(1)４級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（医(1)４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医(1)４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
 - 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（医(1)４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、医(1)４級職員から医(1)４級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)４級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医(1)４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医(1)４級職員以外の職員から医(1)４級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)４級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医(1)４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養

手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある医(1)4級職員が医(1)4級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般6級職員等が一般6級職員等及び医(1)4級職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)4級職員以外のものが医(1)4級職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般6級職員等及び医(1)4級職員以外のものが一般6級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第20条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 100分の16
 - (2) 北九州市域以外の公署等に勤務する職員 福岡市 100分の10
- 4 前2項、第28条、第33条及び第36条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（住居手当）

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から貸与された宿舎に居住している職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人から貸与された宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は住居手当の受給開始後にその者の居住する住宅、家賃の額等の変更があった場合は、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当

額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間)に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。ただし、支給日までに第6項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

4 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が乗じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲の1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当については1箇月)をいう。

6 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は通勤手当の受給開始後に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったときは、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

7 運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- 8 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第6項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 11 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他の通勤手当の支給及び返納について必要事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第23条 勤務場所を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他理事長が定める者から引き続き法人の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると

認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊な勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び手当の額は、別表第7のとおりとする。
- 3 日額で定める特殊勤務手当（理事長が定める手当を除く。）の支給における業務に従事した時間が1日について理事長が別に定める時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、前項に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第25条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務 100分の125
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）における勤務 100分の150
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第39条の規定により、あらかじめ職員就業規則第37条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び第4項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該職員の所属における職員就業規則第39条に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務するこ

とを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 前4項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれその給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第26条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に休日において正規の勤務時間中にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の135から100分の150までの範囲内で当該各号に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給しない。

- (1) 年末年始における勤務 100分の150
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 前2項及び第30条において「休日」とは、職員就業規則第38条第4項に規定する休日（職員就業規則第43条の規定により当該休日に代わる日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる日）をいう。

- 4 第2項に規定する休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれその給与期間の全時間数により計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（夜間勤務手当）

第27条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第28条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、師長等手当又は副師長等手当の月額、医師手当（第18条第3項に規定する基本額に限る。以下、この条及び第41条において同じ。）の月額並びに特殊勤務手当のうち理事長が指定するものの月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、師長等手当又は副師長等手当の月額並びに医師手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。
- 3 第1項で規定する勤務1時間の額を算定する場合において、その額に、1円未満の端数を生じたときは、その端数を1円に切り上げる。
- 4 第2項で規定する給与の減額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(1週間の勤務時間)

- 第29条 前条に規定する勤務1時間あたりの給与額の算定の基礎となる1週間の勤務時間は、365日から年間の週休日の日数及び職員就業規則第38条第4項各号に規定する休日の日数を差し引いた日数に、1日の正規の勤務時間を乗じて得た数を5.2で除して得た時間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間は、職員就業規則第37条第4項及び第5項の規定によりそれぞれ定められたその者の時間に前項の1週間の勤務時間を乗じて得た数を38.75で除して得た時間とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第30条 第16条の規定する管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合、若しくはこれらの日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、勤務の時間等を考慮して理事長が定める場合にあっては、その額に1.00分の1.50を乗じて得た額とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

- 第31条 職員が、宿日直勤務、宿日直待機又は呼出（以下「宿日直勤務等」という。）を行った場合に対する手当額は、別表第8に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、宿日直勤務等に係る時間が5時間未満の場合は、同表に掲げる手当額に1.00分の1.50を乗じて得た額とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業績手当)

第32条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計額とする。
 - (1) 基礎的支給部分
 - (2) 業績反映部分
 - (3) 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第33条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条まで、第43条及び第44条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、理事長が定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1

箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第42条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分の算定基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の基礎的支給部分の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分の算定基礎額とする。
- 5 育児短時間勤務職員に対する前2項の適用については、第3項及び第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第61条第4号の規定による諭旨解雇及び同条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第22条第2項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された者を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、法人に対する信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（業績反映部分）

- 第36条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、理事長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 業績反映部分の額は、業績反映部分の算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額に、理事長が職員の勤務期間及び勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の業績反映部分の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の業績反映部分の算定基礎額とする。
- 5 第33条第5項及び前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

第37条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の法人の経常収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第43条及び第44条において「基準日」という。）に在職する職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、理事長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 年度末賞与の額は、理事長が定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。
- 3 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による年度末賞与の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第37条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第38条 第32条から前条までに規定するもののほか、業績手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3章 給与の特例等

（給与の減額）

第39条 職員が勤務しないときは、次の各号に定める場合に該当して理事長が特に勤務しないことに承認を与え、又は勤務しないことを命じた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 職員就業規則第32条に定める職員の勤務に従事する義務を免除することができる場合
- (2) 職員就業規則第53条の規定により、職員が生後2年に達しない子を育てる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - (1) 職員就業規則第54条に規定する部分休業の適用を受けて勤務しないとき
 - (2) 職員就業規則第55条に規定する介護休業の適用を受けて勤務しないとき
- 3 前2項に規定する給与の減額の基礎となる時間数は、その給与期間の全時間数により計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(特定の職員についての適用除外)

第40条 第25条、第26条第2項及び第4項並びに第27条の規定は、第16条の規定する職にある職員には適用しない。ただし、理事長が特別に認めたときはこの限りでない。

2 第18条、第19条、第21条及び第23条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(手当等の支給方法)

第41条 給料の調整額、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、扶養手当、地域手当及び住居手当にあっては、一給与期間の給料が全額減ぜられたときは支給しない。

2 医師等派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、一の計算期間の分を次の計算期間の給料の支給日に支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合においては、給料の支給日と異なる日に支給することができる。

(休職者の給与)

第42条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年6月に達するまでは、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の80以内を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第13条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第13条第1項第3号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第13条第1項第4号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

6 職員就業規則第13条第1項第1号から第4号までの規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において第33条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項の規定により解雇され、又は死亡したときは、業績手当の基礎的支給部分の支給日に、当該各項の例による額の業績手当の基礎的支給部分を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員についてはこの限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当の基礎的支給部分の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第42条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業中の給与)

第43条 職員就業規則第52条の規定により育児休業を取得している職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の基礎的支給部分を支給する。
- 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の業績反映部分を支給する。
- 4 第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、当該年度の4月1日から基準日までの期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る年度末賞与を支給する。
- 5 育児休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(介護休業中の給与)

第44条 職員就業規則第55条の規定により介護休業を取得している職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の基礎的支給部分を支給する。
- 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の業績反映部分を支給する。
- 4 第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、当該年度の4月1日から基準日までの期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る年度末賞与を支給する。
- 5 介護休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その介護休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業中の給与)

第45条 職員就業規則第56条の規定により自己啓発等休業を取得している職員（この条において「自己啓発等休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引

き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（配偶者同行休業中の給与）

第46条 職員就業規則第57条の規定により配偶者同行休業を取得している職員（この条において「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（専従休職者の給与）

第47条 職員就業規則第13条第1項第5号に規定する許可を受けた職員には、その許可が効力を有する期間は、いかなる給与も支給しない。

第4章 雑則

（その他）

第48条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

（承継職員の職務の級の切替）

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の法人設立の日（以下この項から第4項及び第6項において「基準日」という。）における職務の級の切替については、理事長が別に定める。

（承継職員の号給の決定等）

3 承継職員の基準日における号給の決定等については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 承継職員が北九州市職員として採用された日に、法人の職員として採用されたものとして得られる給料月額を基礎とし、かつ、同日以後、この規程の適用を受けたものとして昇格、昇給等の規定を適用した場合に基準日に受けることとなる号給に決定する。

(2) 承継職員に対し、基準日において、身分承継がないものとした場合に市で受けることとなる給料月額（以下「現給」という。）から、前号により決定しようとする給料月額に給料の調整額を加えて得た額を減じた額（以下「基準差額」という。）を基礎として、次の区分に応じて定める額（以下「経過措置額」という。）を給料として支給する。ただし、基準差額が2,000円に達しない場合（前号により決定しようとする給料月額に給料の調整額を加えて得た額が現給を上回る場合を含む）は、基準差額を2,000円とする。

ア 基準日を含む初年度

基準差額

イ 2年度目以降

前年度の経過措置額から、基準差額に2%を乗じた額を減じて得た額

ただし、給料月額に給料の調整額と経過措置額を加えて得た額が、現給を下回らないものとする。

- (3) 第1号による号給の決定に当たっては、基準日前1年間における北九州市職員としての在職期間にかかる当該職員の勤務成績を考慮するものとする。

(承継職員の諸手当の認定等)

- 4 基準日の前日に受けていた諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において、その認定額等を引き継ぐものとする。

(給与の支払方法に係る申出の特例)

- 5 承継職員のうち、基準日の前日までに、廃止前の北九州市病院局職員給与規程（昭和43年病院規程第5号）の規定により給与の口座振替の方法による支払について申出を行ったものの当該申出は、第4条第2項の規定による申出とみなす。

(平成31年6月1日を基準日とする業績手当の支給額の決定)

- 6 平成31年6月1日を基準日とする業績手当の支給額の決定については、法人設立の日前の北九州市における在職期間を加えて行うものとする。

(育児休業等の取扱い)

- 7 承継職員のうち、基準日の前日において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしていた職員及び北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年条例第20号）第10条第4項の規定による介護休暇を取得していた職員及びその他理事長の定める職員の昇給等の取扱いは、他の職員との権衡を失しない範囲で理事長が定める。

(再雇用職員の給料月額の特例)

- 8 基準日の前日において、北九州市の再任用職員として病院局、医療センター、八幡病院及び看護専門学校に配属されていた者で、基準日以降、引き続き同一の職種・職務の級・勤務形態の再雇用職員として法人に雇用された職員のうち、新しい再雇用職員としての給料月額に給料の調整額を加えて得た額が、基準日の前日までに受けていた給料月額を下回る場合は、その差額を支給する。

(北九州市からの派遣職員の給与)

- 9 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき、北九州市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、北九州市との協定に基づき、理事長が別に定める。

(扶養手当に関する特例)

- 10 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における次の各号に掲げる職員の扶養手当については、第19条の規定にかかわらず、理事長が別に定める基準により支給するものとする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの

- (2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの

(管理職手当に関する特例)

- 11 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもののうち、管理職手当の支給額等について（平成22年3月31日北九総人給第1182号）第4に規定する経過措置の対象となるものについては、同通知の規定に準じて支給する。

(看護職員の処遇改善に関する特例)

- 12 医療センター又は八幡病院に勤務する職員のうち医療職給料表（3）の適用を受ける者（以下「病院勤務看護師等」という。）については、看護職員の処遇改善手当（以下「処遇改善手当」という。）として月額4,000円を支給する。なお、処遇改善手当の額は、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る月額の合計額に含めるものとする。

(再雇用短時間勤務職員の取り扱い)

- 13 前項の規定にかかわらず、再雇用職員のうち、職員就業規則第37条第4項の規定により再雇用短時間勤務をしている病院勤務看護師等の処遇改善手当の額は、処遇改善手当の額に、職員就業規則第37条第4項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。なお、手当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(育児短時間勤務職員の取り扱い)

- 14 付則第12項の規定にかかわらず、職員就業規則第52条第2項の規定により育児短時間勤務をしている病院勤務看護師等の処遇改善手当の額は、処遇改善手当の額に、職員就業規則第37条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。なお、手当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月1日より施行する。

(遡及適用)

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

(住居手当に関する特例)

- 2 施行日の前日において住居手当が支給されている者で、施行日以後において引き続き当該住居手

当に係る住宅を借り受けているもののうち、住居手当の支給月額が、施行日の前日において支給されていた額から1,000円を超えて減ぜられることとなる者等（市からの派遣職員は除く。）については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、施行日の前日において支給されていた額から1,000円を減じた額を支給する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年7月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年2月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年10月1日より施行する。
- 2 施行期日以降、理事長が別に定める期間において、付則第12項に規定する看護職員の処遇改善手当の額を12,000円とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日より施行する。

(遡及適用)

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日より施行する。

(遡及適用)

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 医療職給料表（第6条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	275,400	390,400	402,400	491,800
2	277,800	393,000	405,200	494,700
3	280,200	395,500	407,600	497,500
4	282,500	398,000	410,000	500,300
5	285,100	400,100	412,400	503,000
6	287,300	402,900	414,700	506,000
7	289,600	405,300	417,400	509,000
8	291,800	407,700	419,900	512,000
9	294,100	410,300	422,400	514,700
10	296,800	412,600	425,200	518,000
11	299,400	415,300	427,800	521,300
12	302,000	417,900	430,500	524,600
13	304,400	420,300	432,900	527,600
14	307,000	422,900	435,300	530,800
15	309,600	425,300	437,900	534,000
16	312,300	427,800	440,500	537,200
17	315,000	429,900	442,700	540,400
18	317,800	432,200	445,200	543,400
19	320,500	434,600	447,700	546,400
20	323,300	437,100	450,200	549,400
21	325,900	439,300	452,300	552,300
22	328,800	441,700	454,700	555,100
23	331,700	444,100	457,000	557,900
24	334,600	446,500	459,300	560,700
25	337,300	448,600	461,700	563,200
26	340,200	450,900	464,000	565,600
27	342,900	453,100	466,300	568,000
28	345,600	455,300	468,600	570,400
29	348,200	457,400	470,600	572,900
30	350,500	459,600	472,800	575,300
31	352,800	461,800	474,900	577,700
32	354,900	464,000	477,000	580,100
33	356,500	465,600	478,800	582,400
34	358,400	467,700	480,900	584,700
35	360,300	469,800	483,000	587,000
36	362,100	471,800	485,000	589,300
37	364,200	473,600	486,800	591,500

38	366,400	475,700	488,900	593,000
39	368,500	477,800	491,000	594,500
40	370,500	479,800	493,000	596,000
41	372,200	481,500	494,800	597,300
42	374,600	483,600	496,900	598,700
43	376,900	485,700	499,000	600,100
44	379,100	487,700	501,100	601,500
45	381,000	489,300	503,100	602,700
46	383,100	491,300	505,200	
47	384,600	493,300	507,300	
48	386,300	495,300	509,400	
49	387,800	497,100	511,200	
50	390,100	498,900	513,000	
51	392,300	500,700	514,800	
52	394,400	502,500	516,600	
53	396,300	504,300	518,400	
54	398,800	505,700	520,200	
55	400,900	507,100	522,000	
56	403,000	508,500	523,800	
57	405,100	509,900	525,600	
58	406,900	511,200	527,400	
59	409,100	512,500	529,200	
60	411,100	513,800	531,000	
61	413,200	514,900	532,800	
62	415,300	515,900	534,600	
63	417,200	516,900	536,400	
64	419,200	517,900	538,200	
65	421,100	518,600	540,000	
66	422,900	519,500	541,700	
67	424,700	520,400	543,400	
68	426,600	521,300	545,100	
69	428,400	522,300	546,800	
70	430,200	523,200	548,200	
71	431,900	524,100	549,600	
72	433,600	525,000	551,000	
73	435,200	525,900	552,200	
74	437,000	526,800	553,200	
75	438,700	527,700	554,200	
76	440,400	528,600	555,200	
77	441,900	529,400	556,200	
78	443,600	530,300	557,100	
79	445,300	531,200	558,000	
80	447,000	532,100	558,900	

81	448,400	532,900	559,800	
82	450,000	533,800	560,700	
83	451,500	534,700	561,600	
84	453,000	535,600	562,500	
85	454,400	536,300	563,400	
86	455,700	537,200	564,300	
87	457,000	538,100	565,200	
88	458,200	539,000	566,100	
89	459,200	539,700	567,000	
90	460,400	540,600		
91	461,500	541,500		
92	462,600	542,400		
93	463,400	543,100		
94	464,200			
95	465,100			
96	466,000			
97	466,800			
98	467,600			
99	468,400			
100	469,200			
101	470,000			
102	470,800			
103	471,600			
104	472,400			
105	473,200			
106	474,000			
107	474,800			
108	475,600			
109	476,200			
110	477,000			
111	477,800			
112	478,600			
113	479,200			
114	479,900			
115	480,600			
116	481,300			
117	482,000			
特				645,900
再雇用職員	318,500	377,900	442,800	523,100

備考 この表は、医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	164,900	230,000	254,000	284,000	329,000
2	166,200	231,200	255,200	285,900	331,000
3	167,600	232,500	256,300	288,000	333,200
4	169,000	233,800	257,700	290,000	335,300
5	170,200	235,000	258,800	292,000	337,000
6	172,000	236,500	259,900	293,800	339,200
7	173,700	237,900	261,000	295,800	341,200
8	175,400	239,400	262,000	297,800	343,400
9	177,100	240,400	263,200	299,700	345,200
10	178,800	241,700	264,000	301,800	347,300
11	180,500	243,100	264,900	303,600	349,400
12	182,200	244,100	265,800	305,600	351,500
13	183,600	245,600	266,900	307,600	353,000
14	185,500	246,900	268,100	309,300	355,000
15	187,400	248,000	269,600	311,200	356,900
16	189,200	249,200	270,900	313,200	358,900
17	191,000	250,100	272,200	315,100	360,700
18	193,500	251,300	273,900	317,100	362,700
19	195,900	252,400	275,600	319,100	364,600
20	198,500	253,500	277,300	321,100	366,600
21	201,000	254,800	279,000	322,800	368,400
22	202,500	255,600	280,600	324,800	370,400
23	203,900	256,500	282,300	326,600	372,500
24	205,200	257,500	283,700	328,600	374,600
25	206,700	258,700	285,400	330,300	376,000
26	207,900	259,700	287,200	332,200	377,800
27	209,000	261,000	289,000	334,200	379,600
28	210,100	262,400	290,700	336,200	381,300
29	211,200	263,700	292,300	337,500	383,100
30	212,800	265,200	293,900	339,300	384,600
31	214,100	266,800	295,600	341,000	386,200
32	215,500	268,300	297,300	342,800	387,900
33	216,900	269,500	298,800	344,500	389,200
34	218,300	271,300	300,500	346,300	390,500
35	219,800	272,800	302,200	348,200	391,800
36	221,100	274,300	304,000	350,000	392,900
37	222,400	275,800	305,300	351,800	394,000
38	223,600	277,300	307,000	353,500	395,100
39	224,900	278,900	308,400	355,000	396,200

40	226,200	280,500	310,000	356,700	397,300
41	227,200	281,700	311,600	357,900	398,100
42	228,100	283,300	313,300	359,000	398,900
43	229,000	284,900	314,900	360,200	399,700
44	230,100	286,400	316,600	361,400	400,500
45	231,200	287,700	317,500	362,600	400,900
46	232,200	289,400	318,900	363,400	401,500
47	233,300	291,000	320,400	364,600	402,000
48	234,400	292,600	321,900	365,700	402,400
49	235,600	293,600	323,300	366,700	402,800
50	236,800	295,200	324,600	367,700	403,100
51	238,300	296,500	325,800	368,700	403,400
52	239,500	298,100	327,100	369,700	403,700
53	240,500	299,300	328,200	370,500	404,000
54	241,700	300,800	329,200	371,300	404,300
55	242,600	302,100	330,300	372,200	404,600
56	243,700	303,600	331,300	373,000	404,900
57	245,000	304,600	331,800	373,500	405,200
58	246,200	305,800	332,700	374,200	405,500
59	247,200	307,000	333,400	375,000	405,800
60	248,400	308,400	334,300	375,800	406,200
61	249,600	309,700	335,100	376,200	406,400
62	250,600	310,900	335,400	376,900	406,700
63	251,700	312,200	336,000	377,600	407,000
64	252,700	313,400	336,700	378,300	407,300
65	253,700	314,800	337,300	378,700	407,500
66	254,900	315,600	338,000	379,300	407,600
67	256,300	316,400	338,700	380,000	407,700
68	257,400	317,200	339,400	380,600	407,800
69	258,900	317,800	340,100	381,000	407,900
70	260,200	318,500	340,600	381,500	408,000
71	261,400	319,200	341,200	382,000	408,100
72	262,700	319,800	341,800	382,500	408,200
73	263,600	320,500	342,100	383,100	408,300
74	264,000	320,700	342,700	383,600	408,400
75	264,300	321,200	343,200	384,200	408,500
76	264,700	321,800	343,700	384,800	408,600
77	265,000	322,400	344,200	385,300	408,700
78	265,400	322,900	344,600	385,800	408,800
79	265,700	323,400	345,100	386,300	408,900
80	266,100	323,900	345,500	386,800	409,000
81	266,500	324,500	345,800	387,100	
82	266,900	325,000	346,100	387,600	

83	267,400	325,400	346,500	388,000	
84	267,700	325,900	346,800	388,400	
85	267,900	326,400	347,300	388,800	
86	268,200	326,800	347,600	389,000	
87	268,500	327,000	347,900	389,200	
88	268,800	327,400	348,200	389,400	
89	269,200	327,800	348,600	389,600	
90	269,300	328,200	348,900	389,800	
91	269,700	328,600	349,300	390,000	
92	270,100	328,900	349,600	390,200	
93	270,200	329,200	350,000	390,400	
94	270,600	329,300	350,300	390,600	
95	270,800	329,700	350,600	390,800	
96	271,000	330,000	350,900	391,000	
97	271,300	330,200	351,200	391,200	
98	271,700	330,500	351,600	391,400	
99	272,000	330,800	352,000	391,600	
100	272,400	331,100	352,400	391,800	
101	272,700	331,300	352,900		
102	273,100	331,600	353,300		
103	273,400	332,000	353,700		
104	273,600	332,200	354,100		
105	273,900	332,300	354,600		
106	274,200	332,600	354,850		
107	274,500	333,000	355,100		
108	274,800	333,200	355,350		
109	275,100	333,400	355,600		
110	275,400	333,800	355,850		
111	275,600	334,200	356,100		
112	275,900	334,600	356,350		
113	276,100	334,800	356,600		
114	276,400	334,900	356,850		
115	276,500	335,000	357,100		
116	276,800	335,100	357,350		
117	277,000	335,200	357,600		
118	277,300	335,300	357,850		
119	277,500	335,400	358,100		
120	277,700	335,500	358,350		
121	277,900	335,600	358,600		
122	278,000	335,700	358,850		
123	278,200	335,800			
124	278,400	335,900			
125	278,600	336,000			

126	278,800				
127	279,000				
128	279,200				
129	279,300				
130	279,500				
131	279,700				
132	279,800				
133	279,900				
134	280,000				
135	280,100				
136	280,300				
137	280,400				
138	280,600				
139	280,700				
140	280,900				
141	281,000				
142	281,200				
143	281,300				
144	281,400				
145	281,500				
146	281,700				
147	281,800				
148	281,900				
149	282,000				
150	282,100				
151	282,300				
152	282,400				
153	282,500				
154	282,550				
155	282,600				
156	282,650				
157	282,700				
158	282,750				
159	282,800				
160	282,850				
161	282,900				
162	282,950				
163	283,000				
164	283,050				
165	283,100				
166	283,150				
167	283,200				
168	283,250				

169	283,300				
170	283,350				
再雇用職員	216,300	244,700	258,200	283,500	324,300

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び理事長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	181,200	208,400	248,300	267,500	290,900	332,200
2	182,500	210,400	250,100	268,500	292,700	334,200
3	184,000	212,200	251,800	269,400	294,500	336,200
4	185,400	214,100	253,500	270,500	296,400	338,400
5	186,900	216,200	254,300	271,000	298,100	340,300
6	188,400	218,300	255,300	272,000	299,700	342,400
7	189,900	220,300	256,100	272,800	301,200	344,400
8	191,400	222,200	257,200	273,700	302,900	346,500
9	192,700	224,100	257,700	274,700	304,700	348,000
10	194,400	225,100	258,400	275,400	306,500	350,000
11	196,000	226,400	258,800	276,500	308,100	351,900
12	197,500	227,500	259,500	277,700	309,800	353,900
13	199,000	228,500	260,600	279,000	311,300	355,800
14	201,000	229,800	261,600	280,100	312,900	357,900
15	203,000	230,800	262,300	281,300	314,400	360,000
16	204,800	231,400	263,200	282,600	316,200	362,000
17	206,900	232,400	263,700	283,800	317,700	364,000
18	208,900	233,500	264,600	285,100	319,100	366,000
19	210,700	234,800	265,500	286,100	320,600	368,100
20	212,700	236,100	266,400	287,400	322,200	370,100
21	214,700	236,900	267,200	288,800	323,400	371,800
22	216,600	238,500	268,100	290,100	324,600	373,900
23	218,300	240,000	269,000	291,300	326,100	375,900
24	220,000	241,600	269,900	292,700	327,600	377,900
25	221,700	242,600	271,000	293,900	329,000	379,900
26	222,900	244,100	272,000	295,500	330,300	381,500
27	224,000	245,200	273,200	297,000	331,800	383,400
28	224,900	246,500	274,200	298,600	333,400	385,300
29	225,900	247,600	275,400	299,900	334,500	387,100
30	226,600	248,700	276,800	301,500	335,900	388,800
31	227,300	249,400	278,200	302,900	337,300	390,700
32	228,000	249,900	279,400	304,300	338,800	392,500
33	229,000	250,600	280,900	305,600	340,300	394,200
34	230,100	251,300	282,200	307,100	341,800	395,900
35	231,000	252,000	283,400	308,600	343,300	397,700
36	231,900	252,900	284,400	310,100	344,800	399,400
37	233,100	253,500	285,900	311,200	346,400	401,000
38	234,300	254,500	287,200	312,400	348,000	402,700
39	235,500	255,200	288,600	313,700	349,500	404,500

40	236,600	256,100	289,900	315,100	351,100	406,300
41	237,300	256,400	291,200	316,400	352,300	407,800
42	238,100	257,200	292,400	317,800	353,800	409,300
43	239,100	258,000	293,700	319,100	355,300	410,800
44	240,000	258,900	295,300	320,600	356,700	412,100
45	240,900	259,600	296,500	321,300	358,300	413,200
46	241,800	260,600	297,800	322,700	359,300	414,300
47	242,500	261,400	299,100	324,100	360,800	415,400
48	243,200	262,200	300,400	325,600	362,000	416,600
49	244,000	263,100	301,500	326,600	363,400	417,900
50	244,700	264,100	302,600	328,000	364,800	419,000
51	245,500	265,200	303,600	329,300	366,000	420,200
52	246,300	266,200	304,900	330,600	367,400	421,300
53	247,100	267,200	306,200	331,900	368,900	422,500
54	248,100	268,500	307,500	333,300	370,100	423,500
55	249,000	269,800	308,900	334,600	371,200	424,600
56	249,800	271,000	310,300	335,900	372,400	425,700
57	250,400	272,400	311,100	336,800	373,500	426,800
58	251,000	273,800	312,200	338,000	374,400	427,300
59	251,600	275,200	313,300	339,200	375,400	427,900
60	252,600	276,600	314,700	340,500	376,400	428,300
61	253,400	277,900	315,700	341,600	377,000	428,900
62	254,300	279,200	317,000	342,500	377,800	429,400
63	255,000	280,600	318,300	343,700	378,600	429,800
64	255,900	281,700	319,500	345,000	379,400	430,300
65	256,700	283,000	320,800	346,100	380,100	430,900
66	257,600	284,500	322,000	347,300	380,800	431,300
67	258,500	285,900	323,300	348,500	381,600	431,600
68	259,300	287,300	324,600	349,500	382,300	431,900
69	259,900	288,100	325,300	350,500	382,900	432,300
70	260,800	289,500	326,400	351,500	383,500	432,500
71	261,800	290,900	327,500	352,500	384,200	432,700
72	262,700	292,100	328,400	353,600	384,800	432,900
73	264,000	293,000	329,600	354,400	385,500	433,100
74	265,100	294,400	330,300	355,500	386,000	433,300
75	266,300	295,500	331,400	356,600	386,600	433,500
76	267,400	296,800	332,600	357,700	387,100	433,700
77	268,400	298,100	333,700	358,400	387,500	433,900
78	269,300	299,300	334,900	359,200	388,100	434,100
79	270,300	300,500	336,000	360,000	388,600	434,300
80	271,400	301,700	337,200	360,700	388,900	434,500
81	272,200	302,200	338,300	361,300	389,200	434,700
82	273,200	303,400	339,400	361,800	389,700	434,900

83	274,200	304,500	340,400	362,400	390,100	
84	275,000	305,700	341,500	362,900	390,400	
85	275,700	306,800	342,400	363,500	390,700	
86	276,500	308,000	343,400	364,000	391,200	
87	277,400	309,200	344,300	364,600	391,700	
88	278,300	310,300	345,200	365,100	392,100	
89	278,500	311,500	346,200	365,500	392,400	
90	278,800	312,600	347,000	365,900	392,800	
91	279,000	313,800	347,700	366,500	393,300	
92	279,200	315,000	348,500	367,000	393,700	
93	279,500	315,800	349,100	367,300	394,100	
94	279,900	316,500	349,700	367,800	394,300	
95	280,300	317,200	350,400	368,200	394,500	
96	280,600	317,800	351,000	368,500	394,700	
97	280,700	318,500	351,400	369,100	394,900	
98	281,000	318,800	351,800	369,600	395,100	
99	281,300	319,400	352,300	370,100	395,300	
100	281,600	320,100	352,700	370,600	395,500	
101	281,900	320,400	353,200	371,200	395,700	
102	282,300	321,000	353,600	371,700	395,900	
103	282,600	321,600	354,100	372,200	396,100	
104	282,900	322,200	354,500	372,600	396,300	
105	283,100	322,600	354,800	373,200	396,500	
106	283,400	323,100	355,300	373,700	396,700	
107	283,700	323,600	355,700	374,200	396,900	
108	284,000	324,100	356,000	374,700	397,100	
109	284,300	324,500	356,500	375,300		
110	284,600	324,900	357,000	375,700		
111	284,900	325,200	357,500	376,200		
112	285,200	325,500	358,000	376,700		
113	285,400	325,900	358,500	377,300		
114	285,600	326,300	359,000	377,600		
115	285,800	326,700	359,500	377,900		
116	286,100	326,900	359,900	378,200		
117	286,200	327,100	360,300	378,500		
118	286,500	327,400	360,700	378,800		
119	286,700	327,700	361,200	379,100		
120	287,000	327,900	361,700	379,400		
121	287,200	328,100	362,100	379,700		
122	287,400	328,400	362,600	380,000		
123	287,600	328,700	363,100	380,300		
124	287,800	329,000	363,600	380,600		
125	288,000	329,200	363,900	380,900		

126	288,100	329,500	364,050	381,200		
127	288,300	329,900	364,200	381,500		
128	288,500	330,100	364,350	381,800		
129	288,700	330,200	364,500	382,100		
130	288,800	330,500	364,650	382,400		
131	289,000	330,900	364,800			
132	289,100	331,100	364,950			
133	289,200	331,400	365,100			
134	289,300	331,800	365,250			
135	289,400	332,200	365,400			
136	289,500	332,600	365,550			
137	289,600	332,900	365,700			
138	289,700	333,300	365,850			
139	289,800	333,700	366,000			
140	289,900	334,100	366,150			
141	290,000	334,400				
142	290,100	334,800				
143	290,200	335,000				
144	290,300	335,100				
145	290,400	335,200				
146	290,500	335,300				
147	290,600	335,400				
148	290,700	335,500				
149	290,800	335,600				
150	290,900	335,700				
151	291,000	335,800				
152	291,100	335,900				
153	291,200	336,000				
154	291,300	336,050				
155	291,400	336,100				
156	291,500	336,150				
157	291,600	336,200				
158	291,700	336,250				
159	291,800	336,300				
160	291,900	336,350				
161	292,000	336,400				
162	292,100	336,450				
163	292,200	336,500				
164	292,300	336,550				
165	292,400	336,600				
166	292,500	336,650				
167	292,600	336,700				
168	292,700	336,750				

169	292,800					
170	292,850					
171	292,900					
172	292,950					
173	293,000					
174	293,050					
175	293,100					
176	293,150					
177	293,200					
178	293,250					
179	293,300					
再雇用職員	236,100	256,600	263,900	274,200	290,600	327,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。

別表第2 一般職給料表（第6条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	160,100	236,300	267,400	292,700	321,900	364,800
2	161,100	237,700	269,200	294,700	323,800	367,400
3	162,300	239,200	271,000	296,800	325,900	369,700
4	163,300	240,600	273,000	298,900	328,100	372,300
5	164,400	241,900	274,600	300,600	330,300	374,200
6	165,400	243,500	276,300	302,900	332,200	376,700
7	166,500	244,900	278,100	305,000	334,300	379,000
8	167,500	246,300	280,200	307,000	336,500	381,500
9	168,600	247,500	282,200	308,800	338,300	383,900
10	169,900	249,000	284,000	310,900	340,500	386,600
11	171,100	250,500	285,700	313,000	342,400	389,200
12	172,400	251,900	287,700	315,000	344,600	391,900
13	173,600	253,300	289,600	317,100	346,400	394,300
14	175,100	254,700	291,600	319,200	348,400	396,600
15	176,500	255,800	293,400	321,300	350,400	398,800
16	178,100	257,200	295,200	323,300	352,400	401,200
17	179,300	258,600	296,900	325,200	354,100	402,900
18	180,700	260,000	298,800	327,200	356,100	404,900
19	182,100	261,600	300,700	329,100	357,900	406,700
20	183,500	263,300	302,500	331,100	359,800	408,500
21	184,900	264,800	304,400	332,800	361,700	410,400
22	187,300	266,400	306,400	334,900	363,600	412,200
23	189,600	268,000	308,400	336,900	365,500	414,000
24	191,900	269,500	310,400	338,900	367,400	415,900
25	194,400	271,300	312,100	340,300	369,400	417,700
26	195,900	273,100	314,200	342,200	371,300	419,200
27	197,400	274,900	316,100	344,100	373,300	420,700
28	198,800	276,600	318,100	346,000	375,300	422,300
29	200,300	278,100	319,800	347,600	376,800	423,900
30	201,600	279,800	321,800	349,500	378,600	425,200
31	202,900	281,600	323,900	351,400	380,400	426,500
32	204,200	283,300	326,000	353,200	382,000	427,700
33	205,500	284,600	327,200	355,100	383,800	428,900
34	207,200	286,300	329,200	356,900	385,200	430,200
35	208,700	288,000	331,000	358,600	386,700	431,500
36	210,300	289,800	333,100	360,300	388,300	432,700
37	211,800	291,200	335,000	361,700	389,600	433,900
38	213,400	292,700	336,900	363,000	390,800	434,700
39	215,100	294,500	338,900	364,400	391,900	435,500

40	216,600	296,300	340,800	365,800	393,000	436,300
41	218,100	297,800	342,700	367,100	394,100	436,900
42	219,600	299,300	344,600	368,000	395,300	437,600
43	220,900	300,700	346,400	369,100	396,500	438,300
44	222,300	302,300	348,300	370,200	397,600	439,000
45	223,400	303,900	349,800	371,000	398,300	439,800
46	224,700	305,600	351,200	371,900	399,000	440,600
47	225,900	307,100	352,600	372,800	399,700	441,000
48	227,200	308,700	354,100	373,700	400,400	441,700
49	228,700	309,600	355,700	374,500	401,000	442,200
50	230,000	311,100	356,500	375,300	401,600	442,600
51	231,500	312,600	357,700	376,000	402,100	443,000
52	232,900	314,200	358,700	376,800	402,500	443,400
53	234,200	315,800	359,600	377,500	402,900	443,800
54	235,700	317,400	360,700	378,200	403,200	444,200
55	237,300	319,000	361,600	378,900	403,500	444,600
56	238,700	320,500	362,700	379,600	403,800	444,900
57	239,700	322,000	363,600	380,100	404,100	445,200
58	241,100	323,200	364,300	380,700	404,400	445,600
59	242,400	324,400	365,000	381,300	404,700	445,900
60	243,500	325,600	365,700	382,000	405,000	446,200
61	244,700	326,300	366,000	382,400	405,300	446,500
62	245,800	327,200	366,600	383,100	405,600	446,650
63	246,700	328,000	367,200	383,700	405,900	446,800
64	247,800	328,800	367,900	384,300	406,200	446,950
65	249,000	329,700	368,200	384,700	406,500	447,100
66	250,000	330,100	368,900	385,300	406,800	447,250
67	251,100	330,700	369,600	385,900	407,100	
68	252,300	331,500	370,300	386,500	407,400	
69	253,000	332,300	370,600	386,900	407,600	
70	254,300	333,000	371,200	387,400	407,900	
71	255,700	333,700	371,900	387,900	408,200	
72	256,900	334,400	372,500	388,500	408,500	
73	258,100	334,900	372,800	388,800	408,700	
74	259,400	335,500	373,400	389,200	409,000	
75	260,600	336,000	374,100	389,600	409,300	
76	261,900	336,600	374,700	390,000	409,500	
77	263,000	336,900	375,100	390,300	409,700	
78	264,000	337,400	375,600	390,600	410,000	
79	265,200	337,800	376,200	390,900	410,300	
80	266,500	338,300	376,700	391,200	410,500	
81	267,500	338,600	377,200	391,400	410,700	
82	268,500	339,100	377,800	391,700	411,000	

83	269,600	339,500	378,300	392,000	411,300	
84	270,800	340,000	378,600	392,200	411,500	
85	271,500	340,300	379,000	392,400	411,700	
86	271,800	340,700	379,500	392,700	411,800	
87	272,200	341,200	379,900	393,000	411,900	
88	272,800	341,600	380,300	393,200	412,000	
89	273,000	341,900	380,700	393,400	412,100	
90	273,500	342,300	381,200	393,700	412,200	
91	273,900	342,800	381,600	394,000	412,300	
92	274,300	343,200	382,000	394,200	412,400	
93	274,800	343,400	382,300	394,400	412,500	
94	275,200	343,800	382,450	394,500	412,600	
95	275,700	344,300	382,600	394,600	412,700	
96	276,100	344,700	382,750	394,700	412,800	
97	276,300	344,800	382,900	394,800	412,900	
98	276,800	345,300	383,050	394,900	413,000	
99	276,900	345,700	383,200	395,000	413,100	
100	277,400	346,000	383,350	395,100	413,200	
101	277,800	346,300	383,500	395,200		
102	278,200	346,700	383,650	395,300		
103	278,600	347,100	383,800	395,400		
104	279,000	347,500	383,950	395,500		
105	279,400	348,000	384,100	395,600		
106	279,800	348,400	384,250			
107	280,100	348,800	384,400			
108	280,500	349,200	384,550			
109	280,800	349,700				
110	281,200	350,100				
111	281,500	350,400				
112	281,900	350,700				
113	282,200	351,200				
114	282,400	351,450				
115	282,700	351,700				
116	283,000	351,950				
117	283,200	352,200				
118	283,500	352,450				
119	283,700	352,700				
120	284,000	352,950				
121	284,200	353,200				
122	284,500	353,450				
123	284,700	353,700				
124	284,900	353,950				
125	285,100	354,200				

126	285,300	354,450				
127	285,500	354,700				
128	285,700	354,950				
129	285,900	355,200				
130	286,000	355,450				
131	286,200					
132	286,300					
133	286,400					
134	286,500					
135	286,600					
136	286,700					
137	286,800					
138	286,900					
139	287,000					
140	287,100					
141	287,200					
142	287,300					
143	287,400					
144	287,500					
145	287,600					
146	287,700					
147	287,800					
148	287,900					
149	288,000					
150	288,100					
151	288,200					
152	288,300					
153	288,400					
154	288,500					
155	288,600					
156	288,700					
157	288,800					
158	288,850					
159	288,900					
160	288,950					
161	289,000					
162	289,050					
163	289,100					
164	289,150					
165	289,200					
166	289,250					
167	289,300					
168	289,350					

169	289,400					
170	289,450					
171	289,500					
172	289,550					
再雇用職員	216,200	256,400	275,900	291,100	316,600	358,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 級別標準職務表（第6条関係）

医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務
2級	高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務
3級	副院長、統括部長又は担当部長の職務
4級	院長、総括副院長又は理事長が特に指定する担当部長の職務

医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の職務
2級	主任の職務
3級	副技師長等の職務
4級	技師長等の職務
5級	課長等の職務

医療職給料表（3）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	助産師又は看護師の職務
3級	副看護師長等の職務
4級	看護師長等の職務
5級	副看護部長、看護専門学校教務課長等の職務
6級	看護部長、看護専門学校長等の職務

一般職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	一般職員の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	係長等の職務
5級	課長等の職務
6級	次長、部長、事務局長等の職務

別表第4 初任給基準表（第7条関係）

医療職給料表（1） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	博士課程修了	1級 19号給 320,500円
	大学6卒	1級 3号給 280,200円

医療職給料表（2） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	1級 35号給 219,800円
	大学卒	1級 21号給 201,000円
臨床検査技師、診療放射線技師、 臨床工学技士、理学療法士、作業 療法士、視能訓練士、言語聴覚士	大学卒	1級 21号給 201,000円
	短大3卒	1級 17号給 191,000円
管理栄養士	大学卒	1級 21号給 201,000円
	短大卒	1級 11号給 180,500円
歯科衛生士	短大3卒	1級 17号給 191,000円
	短大2卒	1級 11号給 180,500円
	高校専攻科卒	1級 7号給 173,700円

備考 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者
に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

医療職給料表（3） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級 11号給 226,400円
	短大3卒	2級 5号給 216,200円
看護師	大学卒	2級 9号給 224,100円
	短大3卒	2級 5号給 216,200円
	短大2卒	2級 1号給 208,400円
准看護師	准看護師養成所卒	1級 1号給 181,200円

備考 1 学歴免許欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条
第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。

2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該
当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許欄の学歴免
許の区分に対応する初任給の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」に
あつては2級9号給とする。

一般職給料表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
一般職員	大学卒	1級 25号給 194,400円
	高校卒	1級 5号給 164,400円
その他	高校卒	1級 1号給 160,100円

別表第5 管理職手当（第16条関係）

医療職給料表（1）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
4 級	院長	160,400円	—
	総括副院長	143,500円	123,300円
3 級	副院長	128,500円	99,600円
	統括部長	117,300円	90,900円

医療職給料表（2）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
5 級	I 群	86,800円	57,600円
	II 群	82,200円	54,500円
	III 群	77,700円	51,500円

医療職給料表（3）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
6 級	I 群	110,900円	77,200円
	II 群	106,000円	73,800円
	III 群	101,200円	70,400円
5 級	I 群	85,800円	58,600円
	II 群	81,300円	55,500円
	III 群	76,800円	52,400円
	IV 群	63,200円	43,200円

一般職給料表 適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
6 級	I 群	114,700円	79,900円
	II 群	109,700円	76,400円
	III 群	104,700円	72,900円
5 級	I 群	86,800円	57,600円
	II 群	82,200円	54,500円
	III 群	77,700円	51,500円
	IV 群	64,000円	42,400円

別表第6 医師手当（基本額）（第18条関係）

区分	手当額
11年未満	309,200円
11年以上12年未満	287,200円
12年以上13年未満	286,000円
13年以上14年未満	284,800円
14年以上15年未満	283,600円
15年以上16年未満	282,400円
16年以上17年未満	281,200円
17年以上18年未満	273,200円
18年以上19年未満	265,200円
19年以上20年未満	257,200円
20年以上21年未満	249,200円
21年以上22年未満	242,000円
22年以上23年未満	238,100円
23年以上24年未満	234,200円
24年以上25年未満	230,300円
25年以上26年未満	225,000円
26年以上27年未満	221,100円
27年以上28年未満	217,000円
28年以上29年未満	212,900円
29年以上30年未満	208,800円
30年以上31年未満	204,700円
31年以上32年未満	200,600円
32年以上33年未満	200,000円
33年以上34年未満	199,400円
34年以上35年未満	198,800円
35年以上36年未満	198,200円
36年以上37年未満	197,600円
37年以上38年未満	197,000円
38年以上39年未満	196,400円
39年以上40年未満	195,800円
40年以上41年未満	195,200円
41年以上45年未満	194,600円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第7 特殊勤務手当（第24条関係）

種類	支給範囲	手当額
放射線取扱手当	診療放射線技師又はその補助者が、放射線を人体に対して照射する作業等に従事したときに支給する。	(1) 診療放射線技師 従事した1日につき 410 円 (2) 補助者 従事した1日につき 300 円（医療センター放射線科治療室に勤務する助産師、看護師及び准看護師にあつては 360 円） (3) 診療放射線技師が、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 2 条に規定する放射線（エックス線については、100 万電子ボルト以上のエネルギーを有するものに限る。）を照射する作業に従事したときは、第 1 号に規定する額に 1 日につき 160 円を加算する。
感染症予防等作業手当	臨床検査技師又は細菌検査室に勤務する職員が伝染病菌、寄生虫卵等の検査等に従事したときに支給する。	(1) 臨床検査技師又は細菌検査室に勤務する職員 従事した1日につき 410 円 (2) 臨床検査技師が、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 1 条に規定する検査に従事したときは、第 1 号に規定する額に 1 日につき 160 円を加算する。 (3) 臨床検査技師が死体解剖の業務に従事したときは、第 1 号に規定する額に業務 1 件につき 2,300 円を加算する。
	病院に勤務する職員が、院長が指定する場所において、感染症に感染する危険がある業務に従事したときに支給する。	支給額については、理事長が別に定める。

<p>夜間特殊業務手当</p>	<p>病院に勤務する医師、薬剤師、臨床検査技師若しくは診療放射線技師又は助産師、看護師若しくは准看護師が、正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において業務に従事したときに支給する。</p>	<p>医師 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 9,560 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 4,630 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 4,170 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,900 円</p> <p>薬剤師、臨床検査技師又は診療放射線技師 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 5,800 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 2,800 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 2,570 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 1,720 円</p> <p>助産師、看護師又は准看護師 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,150 円</p> <p>勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると理事長が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道 1 Km 以上 5 Km 未満の職員 380 円</p> <p>(2) 通勤距離が片道 5 Km 以上 10Km 未満の職員 760 円</p> <p>(3) 通勤距離が片道 10Km 以上の職員 1,140 円</p>
-----------------	---	---

別表第8 宿日直手当（第31条関係）

区 分			手 当 額		
			年末年始以外	年末年始	
医師 以外	一 般	宿 日 直	5,300 円	7,900 円	
	救急医療 業務従事者	課長級以上	宿 日 直	9,800 円	12,800 円
		その他	宿 日 直	5,300 円	7,900 円
			宿日直待機	2,650 円	
医 師	一 般	宿 日 直	20,000 円	23,000 円	
		緊 急 呼 出	5,000 円		
	救急医療業務従事者	宿 日 直	20,000 円	23,000 円	
		宿日直待機	6,000 円		

※救急医療業務従事者とは、北九州市の救急医療体制に基づく救急医療業務に従事することを命ぜられ、当該業務に従事した職員のうち、理事長が指定するものをいう。

※年末年始とは、12月29日から翌年の1月3日までをいう。

※宿日直待機に対する手当は、救急医療業務従事者が、あらかじめ理事長が必要と認める場合において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った場合に支給する。

※緊急呼出に対する手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、緊急を要する医療業務のため緊急呼出を受け、当該呼出に応じて正規の勤務時間以外の時間又は休日若しくは勤務を要しない日に医療業務に従事した場合に支給する。なお、手当は一夜又は一昼を単位として支給し、同一夜又は同一昼において複数回、呼出に応じて従事した場合は手当額を倍額とする。